

地域における知財エコシステムの構築に向けて

総務部普及支援課 支援企画班長 上田 雄

抄録

地域中小企業等が更に成長していくためには、新たな付加価値となる知的財産を強みとして活かした経営を強化し、稼ぐ力の向上につなげることが今後ますます必要になっています。本稿では、地域における知財エコシステムの構築に向けた特許庁の取組の一端についてご紹介します。

1. はじめに

近年、地域経済社会を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化を背景とした消費者・働き手の減少や、それによる需要と供給の両面での縮小などの大きな構造変化に直面しています。さらに、昨今のエネルギー高騰や物価高等によるコスト増で、地域経済やそれらを支える地域中小企業等においては厳しい状況が続いています。

こうした中で、地域中小企業等が更なる成長投資や賃上げを実施するためには、新たな付加価値の確保が急務となっており、付加価値となる知的財産を強みとして活かした経営（知財経営）を強化し、稼ぐ力の向上につなげることが今後ますます必要になっています。そこで、特許庁では、地域中小企業等のイノベーションを促進するための知財エコシステムの構築・強化を図っているところです。

知財エコシステムの構築に向けた特許庁の全体的な取組については、本誌の角張氏による寄稿をご参照いただくこととし、本稿では、「連携」というキーワードを切り口として、特許庁の地域における知財エコシステムの構築に向けた取組の一端をご紹介します。と思います。

なお、本稿中の見解は筆者の個人的なものであり、所属する組織の見解ではないことを申し添えます。

2. 過去の記事のご紹介

今回、本稿を執筆する機会をいただくにあたり、過去に特技懇誌に寄稿された中小企業支援や地方創生に関する記事をざっと調べてみたところ、実に多くの記事が存在していることに気がつきました。特に、特技懇284号には「地方創生」の特集まで組まれています。これらの記事はいずれも内容が充実しており、中小企業支援や地方創生にご関心のある読者の皆様にまとまった形でご紹介することにも一定の意義があるかと思しますので、本稿ではまず、これらの記事について触れさせていただくこととします。なお、インターネット上で一般公開されている記事¹⁾のみを対象としており、また、すべての記事を網羅できている訳ではない点、あらかじめお断りしておきます。また、各記事の掲載当時から特許庁等の組織や取組に変更がある場合もございますので、その点もご了承ください。

2.1 特許庁の地域・中小企業支援施策について

特技懇284号「知財支援を通じた地域経済活性化の取り組み」²⁾には、特許庁における地方創生、地域経済の活性化を目指した知財面での取組について、「知的財産基本法」、「知的財産推進計画」といった政府基本方針、本稿でも後述する「地域知財活性化行動計画」との関係も含めて詳説されています。

1) https://tokugikon.smartcore.jp/tokugikon_shi

2) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/284/284tokusyu01.pdf>

2.2 普及支援課について

特許庁の中で地域・中小企業支援施策を主に担っている部署は、現在私が所属している総務部普及支援課です。特技懇247号「課室紹介 普及支援課」³⁾では、当時の普及支援課長より、普及支援課の所管業務や設立経緯等が紹介されています。また、特技懇295号「中小企業への普及啓発—特許庁の外回り部隊普及支援課—」⁴⁾では、特許審査官として初めて普及支援課産業財産権専門官に就いた著者の立場から、普及支援課の組織体制や普及啓発等の取組について説明されています。

2.3 経済産業局知的財産室について

各経済産業局（沖縄地域は内閣府沖縄総合事務局）には、地域における知財活動の中核としての役割を担うべく、知的財産室が設置されています。全国で9つある知的財産室には、特許庁の職員が室長や係長として派遣されていますが、現在、このうち近畿経済産業局と中部経済産業局の知的財産室長に、特許審査官が着任しています。

特技懇284号「中部地域の中小企業から学ぶ知財活用」⁵⁾、特技懇304号「中部経済産業局知的財産室における取組」⁶⁾には中部経済産業局の業務や中部地域における取組について、特技懇300号「近畿経済産業局知的財産室のご紹介」⁷⁾には、近畿経済産業局の業務や近畿地域における取組について、そ

れぞれ紹介されています。

2.4 INPIT知財総合支援窓口について

INPIT知財総合支援窓口は、知財に関する悩みや相談をワンストップで受け付ける窓口として、全国47都道府県に設置されています。特技懇284号「知財総合支援窓口における地方支援」⁸⁾には、知財総合支援窓口の設置経緯や支援の概要について紹介されています。

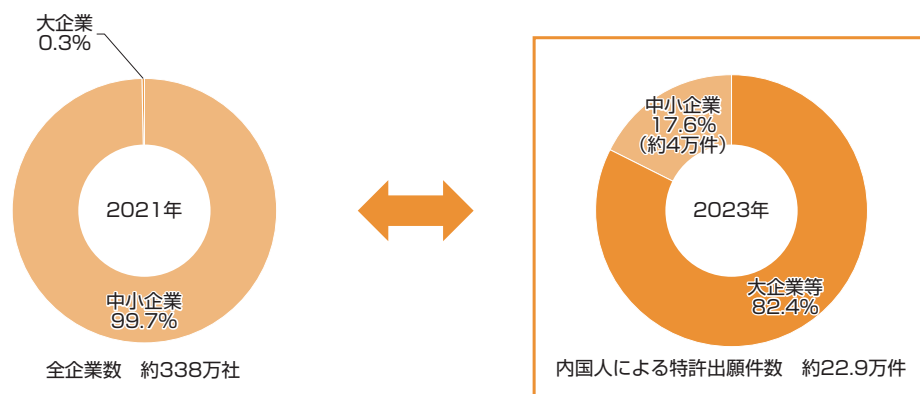
3. 地域知財エコシステム構築に向けた特許庁の取組

3.1 地域・中小企業の知財の現状

各取組のご紹介に入る前に、まずは統計情報から読み取れる地域や中小企業の知財の現状について、簡単に触れさせていただきます。

中小企業は、全国約338万社ある企業数全体の実に99.7%を占めています。その一方で、内国人による特許出願件数に占める中小企業の割合は約18%にとどまるなど、両者の間には大きな乖離があり、中小企業による知的財産の活用は十分に進んでいるとは言いがたい状況です。

続いて、都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合について見ると、全国平均値では約0.32%と低い水準にあります。また、地域間に



(資料)・中小企業白書2023付属統計資料を基に特許庁作成。

図1 企業数・特許出願数に占める中小企業の割合 出典：特許庁「特許行政年次報告書2024年版」

3) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/247kashitsu.pdf>

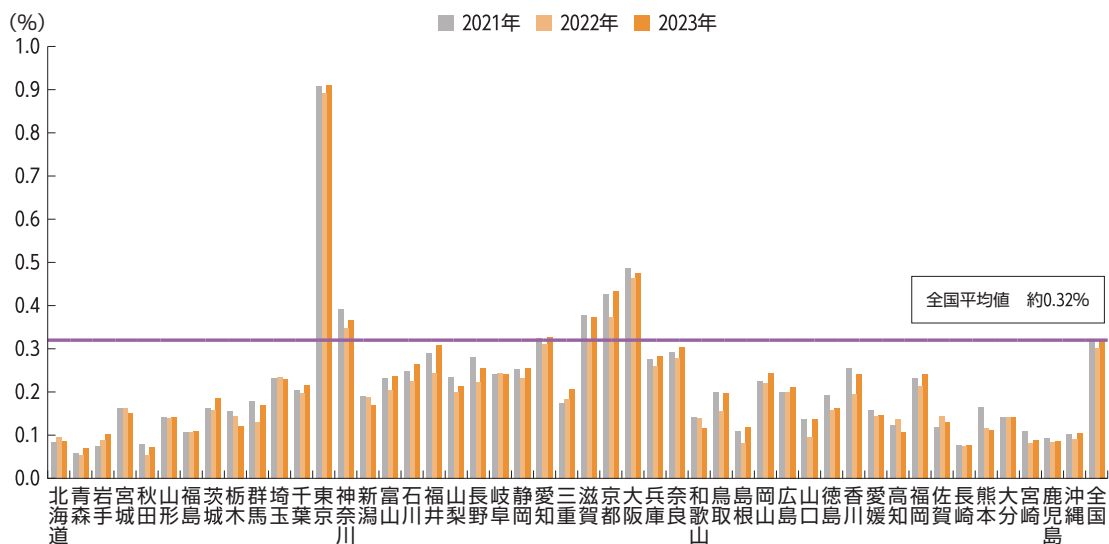
4) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/295/295tokusyu4.pdf>

5) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/284/284tokusyu06.pdf>

6) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/304/304tokusyu2.pdf>

7) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/300/300tokusyu2.pdf>

8) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/284/284tokusyu05.pdf>



(資料)・特許庁作成。

図2 都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合

出典：特許庁「特許行政年次報告書2024年版」

ばらつきが見られ、東京・大阪及び周辺の大都市圏ではやや割合は高いものの、それでも1%を切る水準にあります。

以上、地域・中小企業の知財の現状についてイメージを持っていただいたところで、特許庁の取組の一端をご紹介させていただきます。

3.2 地域知財活性化行動計画

特許庁では、地域における中小企業等への知財経営支援を推進させるべく、2016年より「地域知財活性化行動計画」を策定し、INPITをはじめとした各支援機関と連携を図りながら、中小企業等のイノベーション創出を支援してきました。この「地域知財活性化行動計画」は3年ごとに改定されており、2023年5月には「第2次地域知財活性化行動計画」(2020年7月15日策定)を実施する中で見えてきた課題を踏まえ、次期行動計画として、2025年度までの3年間の「第3次地域知財活性化行動計画」⁹⁾を策定しました。さらに、2024年3月には、知財経営支援の中核機関であるINPITの伴走支援等との連携強化のほか、後述の4者連携の取組推進の観点から、地域の知財経営支援ネットワークの支援枠組みを活用した企業支援を強化することから、本計画の一部を改訂しています。

第3次行動計画における基本方針は下掲のとおり

です。この基本方針に沿って、地域における中小企業等の知財経営支援を推進しています。特に、「連携」という観点について着目すると、地域での知財活用の加速には、複数の関係機関による有機的な連携を通じた地域での価値創造の促進が不可欠であることから、基本方針2には「局・自治体・地域の関係機関の連携及びネットワークの強化を図り、知財を中心とした企業支援の広がりと深化を加速させていく」ことや「関係機関の支援施策の相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る」ことが記載されています。

3.3 知財経営支援ネットワーク(4者連携)¹⁰⁾

中央と地域の取組の連携強化、そして、地域関係機関同士の一層の連携強化を目的として、特許庁はINPIT、日本弁理士会、日本商工会議所とともに「知財経営支援ネットワーク」を構築するために共同宣言を2023年3月に実施しました。この宣言により、中央の連携強化はもちろん、各地域ブロックのレベルにおいても4者を中心とした知財経営支援ネットワークを構築し、経営、金融、海外展開などの各支援機関との連携を強め、地域のニーズに即したワンストップの知財経営支援サービスを提供する機能をさらに強化することを目指しています。

9) <https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudoukeikaku.html>

10) <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202303/2023032402.html>

基本方針 1：ターゲットを意識した支援の実践強化と地域における価値創造の促進

- 自治体等が支援している地域の中核となる企業や変革期にある中小企業をターゲットに、それぞれの状況に応じた知財経営の実践を支援することで、中小企業の経営資源の掘り起こしや活用を通じた、地域における価値創造に寄与する。
- 中小企業に対し、知財経営の実践への支援から得られた効果的な知財の活用方法等を、INPITをはじめとした関係機関と連携して、モデル的な成功事例として周知することにより、企業の知財活用の底上げとともに、支援の在り方もアップデートを図っていく。

基本方針 2：中央と地域における中小企業に対する知財支援のシナジーの創出

- 局・自治体・地域の関係機関の連携及びネットワークの強化を図り、知財を中心とした企業支援の広がりや深化を加速させていく。
- 関係機関の支援施策の相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る。

基本方針 3：KPI（重要成果指標・アウトプット）の設定・共有と支援施策への活用

- 中央では、中央KPIを設定・推進するとともに、知財活用アクションプランによる具体的な取組を推進。
- 地域では、自治体の産業振興ビジョン等を踏まえた地域KPIを設定・推進。
- 各関係主体がPDCAサイクルを回しながら検証を行い、その情報を他の関係主体に共有することで、関係主体間で活動状況を相互に把握。

図3 第三次地域知財活性化行動計画〈基本方針〉(2023 - 2025年度)

出典：特許庁「第3次地域知財活性化行動計画(改訂版)概要」(<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudoukeikaku.html>)

知財経営支援ネットワーク（4者連携）

地域ブロック毎の知財経営支援強化（地域知財経営支援ネットワーク）

- 知財経営支援を通じ、中小企業、スタートアップ等の稼ぐ力を磨き上げ、付加価値拡大による地域経済の好循環を実現。
- 地域ブロックにおいて、弁理士会(地域会)、INPIT、経産局・特許庁が知財経営支援のコアとなり、地域の実情に応じて、全国の商工会議所と連携し、「地域知財経営支援ネットワーク」を形成する。「地域知財経営支援ネットワーク」は、各支援機関との連携を強め、ワンストップ機能を更に強化する。

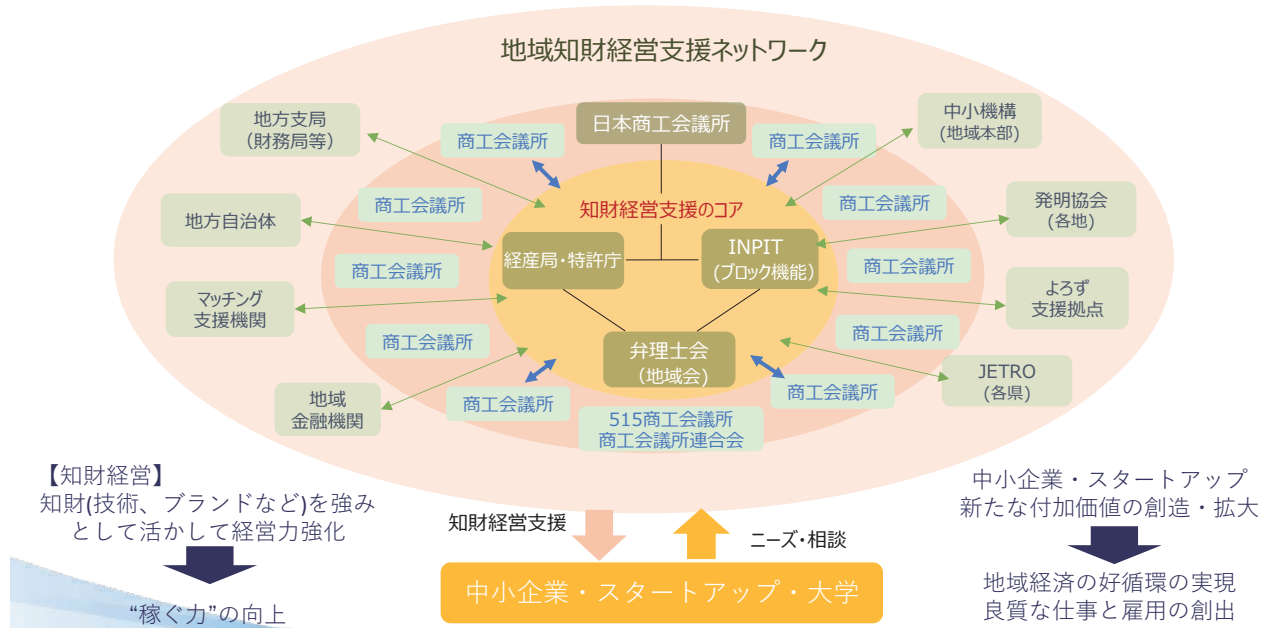


図4 知財経営支援ネットワーク 概念図

出典：第19回産業構造審議会知的財産分科会資料2

この共同宣言後、4者の支援人材レベルでの連携強化や支援水準の同質化を通じたワンストップ知財経営支援サービスの実現を目指し、各機関の支援人材が参加する合同ワークショップの全国各地域での実施、各地の商工会議所の経営指導員に知財の気づきを促すため、INPITと日本商工会議所が連携し、eラーニング動画を作成したほか、INPIT知財総合支援窓口と弁理士会の無料相談室等の窓口、どちらを利用しても同水準の支援が受けられることを示す共通のアライアンスマークをINPITと弁理士会が共同で作成する等、各機関同士が連携を深めています。さらに、令和6年度には、後述する「知財経営支援モデル地域創出事業」を実施し、4者が一丸となって地域活性化に資する支援を行っています。

3.4 自治体との連携協定

自治体と連携した地域支援の強化として、特許庁は2023年4月に石川県等、2024年1月に福島県等とそれぞれ知的財産の保護及び活用に関する連携協定を締結しました。以下ではその概要についてご紹介します。

(1) 石川県等との連携協定締結¹¹⁾

石川県産の高級ブドウ「ルビーロマン」の苗木が海外に流出した問題を背景に、石川県内事業者等に対する知財の保護及び活用に向けた支援を相互に連携・協力して取り組むため、特許庁、石川県、中部経済産業局、農林水産省輸出・国際局及び北陸農政局の5者で、2023年4月14日に本連携協定を締結しました。これは特許庁が自治体と協定を締結した初めての事例です。本協定では、①植物新品種等の知的財産の適切な管理の推進、②普及啓発、③人材育成、④事業者への高度専門家派遣の支援を柱とし、特許庁としては、石川県内の地方公共団体等の職員に知財の理解をより深めてもらうために研修の実施のほか、地域と特許庁を結び知的財産制度の普及を図るイベント（後述の「つながる特許庁」）の開催、石川県内の中小企業等に知財専門家を派遣し、知財に関する課題に気づきを得てもらうような「地域掘り起こし型」の支援等を行っています。



図5 石川県での連携協定締結式の様子

出典：特許庁ウェブサイト

(<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202304/2023041701.html>)

(2) 福島県等との連携協定締結¹²⁾

福島県内の事業者等による知財の保護及び活用の一層の強化を図り、福島イノベーション・コースト構想の推進、さらには福島県の復興と地方創生への貢献を目指して、特許庁、福島県及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の3者で、2024年1月22日に本連携協定を締結しました。本協定は、石川県に続き、特許庁が自治体と協定を締結した2例目です。

これまででも特許庁において、福島県内の自治体や関係機関への職員派遣、県内での知財に関するイベント実施等の、知財の利活用の推進、知財制度の普及啓発を行ってきたほか、平成30年度～令和2年度に実施した「福島知財活用プロジェクト」を通じて福島県の復興を支援してきました。このプロジェクトでは、福島県にビジネス・プロデューサーを派遣し、知財を活用した事業化を支援しつつ、ビジネス・プロデューサーが推進した支援活動・手法を県内支援機関に共有・浸透させることで、知財を活用した事業化の支援を福島県内の機関が主体となって実施する体制構築を行ってきました。この流れをくむ形で、福島県では、「知財立県ふくしま」を目指す「福島県知財戦略推進計画」を令和4年に策定し、取組を進めています。また、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構においても、震災以降、新たな産業基盤の構築を目指し、起業や研究開発を支援する中で知的財産権の取得を促進してきました。

そのような状況を踏まえ、こうした各機関におけ

11) <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202304/2023041701.html>

12) <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202401/2024012201.html>

これまでの取組を後押しし、福島県内のさらなる知的財産の保護・活用を推進するべく、福島県、及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の知財に関する取組をさらに深化させるために本連携協定の締結に至りました。

本協定では、①普及啓発、②人材育成、③実務支援、及び④福島県での復興・イノベーション創出に資する企業（県外からの進出企業も含む）の支援を柱とし、これらの柱に基づいた協力を推進しています。



図6 福島県での連携協定締結式の様子

出典：特許庁ウェブサイト

(<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202401/2024012201.html>)

3.5 知財経営支援モデル地域創出事業

令和6年度より、特許庁の新たな事業として「知財経営支援モデル地域創出事業」¹³⁾を実施しています。本事業では、4者による知財経営支援ネットワークと、知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体とが連携しながら、その地域のハブとなる事業プロデューサーを派遣し、地域中小企業等を伴走支援するプロデューサーチームを形成することで、様々な支援機関の連携強化や、OJTの中で支援人材の育成を図り、伴走支援による支援事例を創出させることで、地域に根ざした持続的な知財活用の促進を目指す地域の創出を目的としています。

このような取組を通じ、知財経営支援の成功事例を積み重ねる中で、知財経営の重要性の再認識や、その有効な支援手法への気付きを得ることで、将来に向けて、自治体を中心とした、知財経営支援のネットワークの拡大、中小企業等への知財経営支援のあり方の検討など、知財支援のモデル地域創出につながっていくことを期待するものとなっています。

令和6年度は、本事業の対象地域の公募の結果、青森県、石川県、神戸市の3地域が知財重点支援エ

- ▶ 知財重点支援する3地域に形成したプロデューサー（チーム）は、①地域中小企業等への伴走支援、②地域知財経営支援ネットワークの強化、③知財マインドの向上・普及啓発を行う。

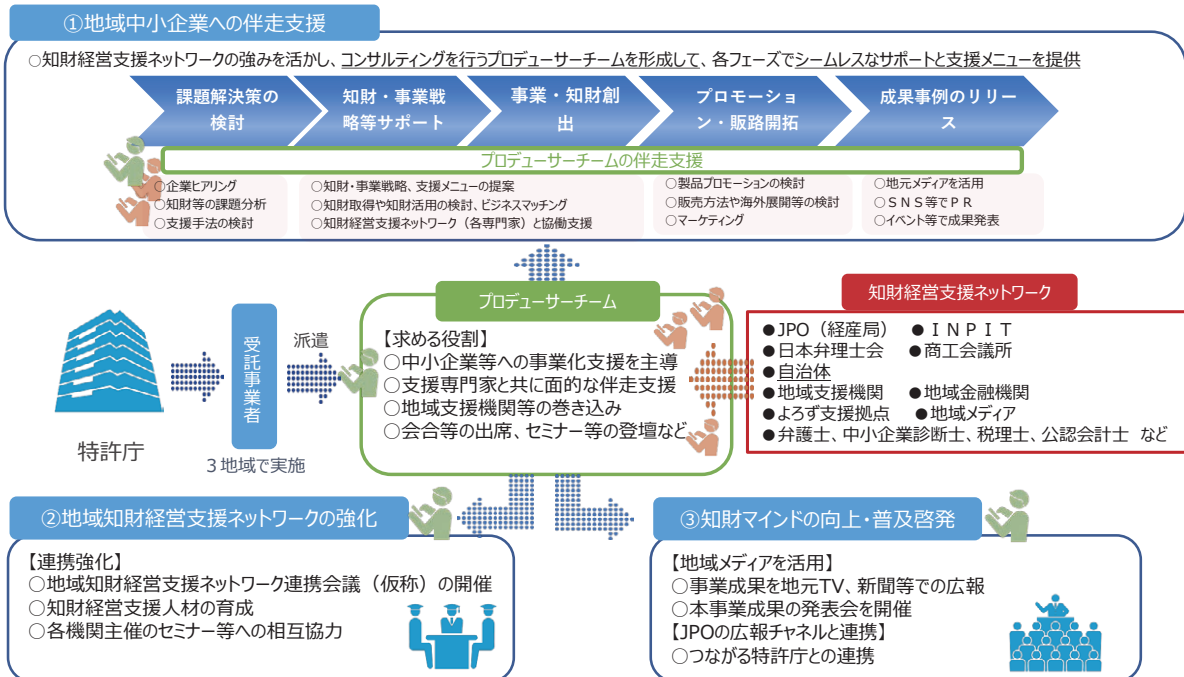


図7 知財経営支援モデル地域創出事業 事業スキーム図

出典：特許庁ウェブサイト (https://www.jpo.go.jp/support/chusho/boshu_model_area.html)

13) https://www.jpo.go.jp/support/chusho/boshu_model_area.html

リアとして選定されました¹⁴⁾。そして、7月中旬～8月上旬にかけて、各地域で関係機関の連携強化に向けた「地域知財経営支援ネットワーク連携会議」が開催され、事業の口火が切られたところです。今後予定されている地域中小企業への伴走支援や普及啓発活動を通じて、各地域における知財の取組がますます進んでいくことを期待しています。

3.6 つながる特許庁¹⁵⁾

令和3年度から実施している「つながる特許庁」は、ビジネスや経営における知的財産の重要性に気付いていない中堅・中小企業をメインターゲットとする、経営における知的財産戦略等の普及啓発を目的としたイベントです。地域のニーズに沿った開催テーマを地域ごとに定め、地域の企業や支援機関等が先進的な取組事例を紹介するほか、各分野の第一線で活躍している専門家による知財活用の気づきとなるセミナー等を実施するものとなっています。令和6年度は、前年度までの6都市での開催から拡充し、全国9都市での開催を予定しています。加えて、令和6年度は、4者連携を活用し、自治体や地域の支援機関とも連携を図ることで、効率的かつ波及効果の高い普及啓発イベントとなるような事業を目指しています。

4. おわりに

本稿では、地域における知財エコシステムの構築に向けた取組について、「連携」を切り口としてご紹介

させていただきました。紙面の都合で特許庁の行っている地域・中小企業支援施策の一部の紹介にとどまってしまいましたが、特許庁では幅広い支援を行っています。ご関心がありましたら、特許庁HPの「中小企業向け情報」¹⁶⁾等をご参照いただければと思います。

最後になりましたが、知財の適切な活用は、地域経済の発展や中小企業の成長にとって欠かせない要素です。特許庁による知財活用の促進や情報発信等、そして関係機関との連携によるシナジーを通じて、地域や中小企業の発展につながっていくことを願っております。

profile

上田 雄 (うえだ ゆうし)

2011年4月 特許庁入庁(特許審査第四部情報記録(音響システム))。楽器・音声処理分野の特許審査に従事。総務部国際協力課、審査第四部分類プロジェクト管理者、カーネギーメロン大学客員研究員、審査第四部審査調査室を経て、2023年10月より現職。



この記事が気に入ったら、QRコードからスマホで「いいね!」を送ってね!

※ログイン不要・匿名でOK



図8 令和6年度つながる特許庁 開催概要

開催地域	開催時期	開催テーマ
高知県高知市	9月5日	市場で選ばれるためのブランド戦略
岩手県盛岡市	9月19日	産学官連携×ヘルスケア×知的財産
北海道札幌市	10月4日	AIスタートアップが知るべき知財戦略
山梨県甲府市	11月1日	事業承継から考える新たな一歩
島根県松江市	11月28日	グリーンビジネスへの挑戦～次世代産業における知財戦略～
佐賀県佐賀市	12月17日	“デザイン”で暮らし・まち・地域を心地よく豊かに
大阪府大阪市	1月22日	スタートアップの成長戦略-ビジネスモデル、無形資産と資金調達-
岐阜県大垣市	2月13日	中小企業の新事業挑戦
沖縄県宮古島市	2月26日	宮古島の地域資源×ブランディング及び宮古島、伊良部島の活性化に向けた行政と事業者の役割

14) https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chizai-shien_model_area.html

15) <https://tsunagaru-tokkyocho.go.jp/>

16) <https://www.jpo.go.jp/support/chusho/index.html>